

# 子ども・子育て支援新制度

保育が利用できる要件、保育料等について

さいたま市



# 目次

1. 保育の利用に関する支給認定について・・・P2
2. 保育標準時間と保育短時間について・・・P3
3. 入所の申込から利用調整まで・・・P4
4. 保育料について・・・P5



# 1. 保育の利用に関する支給認定について

保育施設を利用する場合は、支給認定の申請を行い、2号認定、又は3号認定を受ける必要があります。なお、さいたま市では申請者の手続きの負担軽減や簡素化を図り、支給認定の申請と保育所等の入所の申込みを同時に行うこととしております。

認定区分	認定内容	利用希望内容	利用可能施設
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上・保育認定 (保育標準時間又は保育短時間)	お子さんが満3歳以上で、「 <u>保育の必要な事由</u> 」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満・保育認定 (保育標準時間又は保育短時間)	お子さんが満3歳未満で、「 <u>保育の必要な事由</u> 」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設等

**新制度での「保育の必要な事由」は以下のとおりです。**

- ① 就労(※)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護(※)
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練を含む)(※)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

※印の付いている事由については月16日以上、月64時間以上携わっていることが必要です。

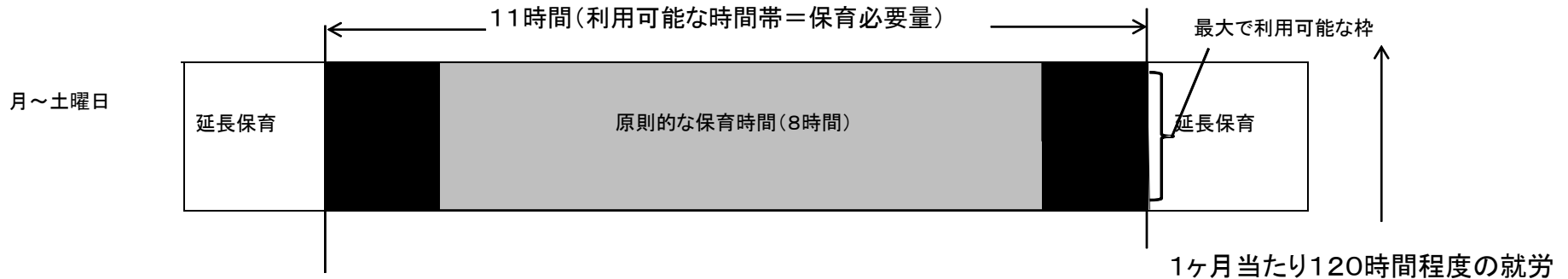
## 2. 保育標準時間と保育短時間について

新制度では保育の必要量に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分で施設を利用します。「保育標準時間」は、就労の場合、月120時間以上の勤務をしている場合に該当し、1日最大11時間まで利用できます。

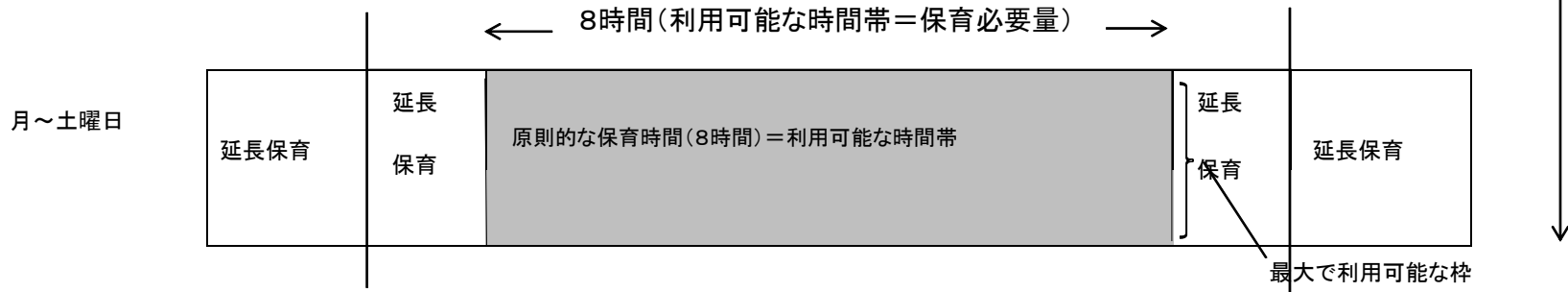
「保育短時間」は、就労の場合、月64時間以上、月120時間未満の勤務をしている場合に該当し、1日最大8時間まで利用できます。

なお、利用可能時間を超えて利用した場合は、延長保育料が必要になります。

【保育標準時間】 ※利用可能時間は各保育施設が定める保育標準時間(=開所時間)の範囲での利用となります。



【保育短時間】 ※利用可能時間は各保育施設が定める保育短時間の範囲での利用となります。



# 3. 入所の申込みから利用調整まで

新制度施行後に保育所等の保育施設を利用する場合は、各区役所の担当窓口へ支給認定の申請と入所の申込みを同時に行います。

各区で入所の申込みを受け付けた後、入所を希望される方が、各保育施設の入所可能人数を超えた場合は、現在のお子さんの保育状況等により保育指数を決定し、入所の決定(利用調整)を行います。(認可保育所以外の保育施設は、保護者と施設との間で直接契約を締結します)

利用中の保育施設が新制度へ移行する場合は、各施設から支給認定の申請に関する手続き方法や関係書類等を配布します。

なお、認可保育所に在籍されている場合や、10月1日時点で新制度へ移行する施設を利用されている方は、保育の必要性が認定された場合、利用中の保育施設を継続利用することができます。

(参考)平成27年4月の支給認定の申請と入所の申込みの流れ

## ○ 保育の必要性の認定(支給認定)の申請・入所の手続きの流れ

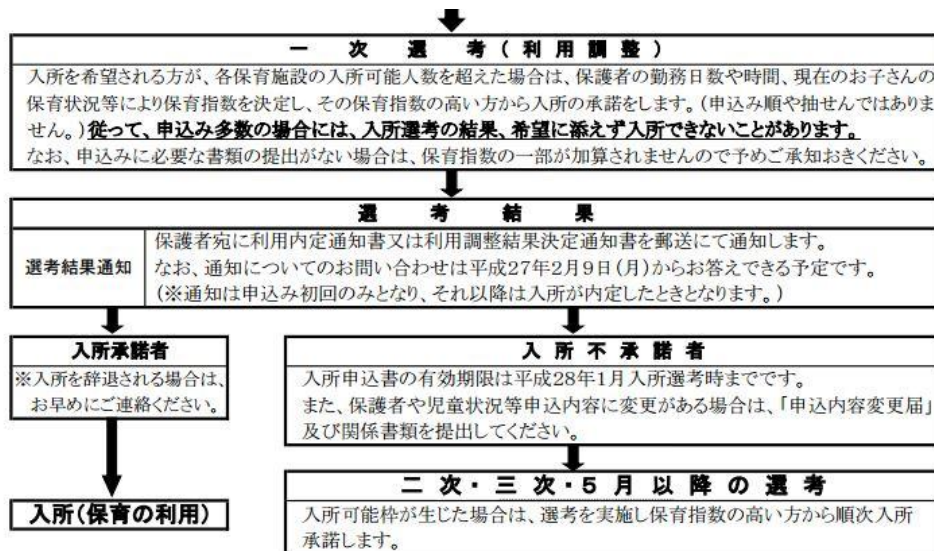
支給認定申請・4月一次入所申込み	
受付期間	日時：平成26年10月24日(金)～平成26年11月5日(水) 午前9時から午後5時まで ※11月1日(土)から3日(祝)までは、受付していません。
受付場所	各区役所支援課又は第1希望認可保育園・認定こども園 ※平成26年10月25日(土)・26日(日)は、第1希望の保育施設を管轄する区役所の支援課へお申込みください。(第1希望の保育施設では土・日曜日の受付を行いません。)
有効期限	平成28年1月入所選考時まで有効となります。(2月・3月は、入所選考を行っていません。)
※ 郵送による申込みや、支所・市民の窓口での受付は、行っていません。 ※ 平成27年4月開設予定の保育施設を第1希望とする方は、保育施設を管轄する区役所の支援課にお申込みください。	

面接	
入所申込みをされたお子さんの健康・発育状況について、30分程度の面接を行います。 なお、お子さんの発育状況等をより理解するために、再度の面接を行うこともありますのでご了承ください。	
※ 面接を受けていない方は、入所承諾することができません。	
対象	児童及び保護者
場所	第1希望の保育施設

保育の必要性の調査確認及び認定
保育の必要な理由・保育の必要量(保育標準時間又は保育短時間)等の認定にかかる申請内容の確認

支給認定証の交付
※交付時期が、利用決定(選考結果)の発送と同時にすることがあります。 支給認定証とは、「保育の必要な理由」に該当し、保育所等での保育を希望された保護者に対し、保育の必要量(保育標準時間又は保育短時間)を認定した結果を証書として交付するものです。 ※保育施設の利用については、この認定を受けた方の中から選考を実施します。
区 2号認定・・・満3歳以上・保育認定(標準時間又は短時間)
分 3号認定・・・満3歳未満・保育認定(標準時間又は短時間)
保育標準時間・・・施設の利用時間が最長11時間
保育短時間・・・施設の利用時間が最長8時間

調査
申込内容について電話、家庭訪問等により確認する場合があります。



## 4. 保育料(利用者負担額)について

保育料(利用者負担額)については、従来は、児童の父母の前年の所得税額に応じて決定していましたが、新制度への移行に伴い、**児童の父母の前年度の市民税所得割額**に応じて決定されます。なお、祖父母同居の家庭で父母が非課税の場合は、同居の祖父母の税額で決定いたします。

また、認定こども園や小規模保育施設等を利用する場合は、施設へ保育料を納付します。

(参考)平成26年度さいたま市保育料(税額は所得税で表記されています)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(単位:円/月)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
第2	第1階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度の市町村民税非課税世帯	0	0
第3		前年度の市町村民税が均等割額のみ の世帯	8,000	5,500
第4		前年度の市町村民税が所得割額のある世帯	10,000	7,500
第5	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯	8,500円未満	12,500	10,000
第6		8,500円以上 40,000円未満	19,500	16,000
第7		40,000円以上 70,000円未満	33,000	23,500
第8		70,000円以上 108,000円未満	44,000	26,000
第9		108,000円以上 413,000円未満	55,000	28,000
第10		413,000円以上 734,000円未満	60,000	29,000
第11	734,000円以上	72,800	35,100	

※同一世帯に2人以上の児童が保育施設等に入所している場合の保育料については以下のとおりです。

- ・保育施設等に入所している児童が、対象児童のうち最も年齢が高い場合……通常保育料
- ・保育施設等に入所している児童が、対象児童のうち2番目に年齢が高い場合……通常保育料の2分の1
- ・その他の児童……無料